

「佐倉市建築基準法第43条第2項の規定による接道の特例に関する基準」 の改正について

令和6年4月
都市部建築指導課

1 背景

平成30年9月25日に改正施行された建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）では、接道規制に係る改正前の法第43条第1項の規定に基づく許可の実績が一定程度蓄積していること等を踏まえ、これまで同項の規定に基づき建築審査会の同意を得て許可の対象としていたもののうち、一定の要件を満たす建築物の手続きを合理化することを目的として、新たに認定制度（法第43条第2項1号）が設けられました。

それを受けて当市では、当該許可及び認定制度の適正な運用を目的として、令和5年2月1日に本基準を制定したところです。

その後、当該認定制度の運用実態を踏まえ、手続きの更なる合理化を図ることを目的として、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第10号。以下「省令」という。）が令和5年12月13日に改正施行され、当該認定の対象建築物の拡大が図られました。

3 対応方針

（1）先般の省令改正を受けて、県の当該認定制度に係る指針の内容も踏まえ、法第43条第2項第一号の認定対象建築物について、以下のとおり改定します。

・省令第10条の3第3項第一号に規定する建築物の用途及び規模の基準は、法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500㎡以内のもの（千葉県建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）第6条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が当該各号に定める面積を超えるものを除く。）であること。

・省令第10条の3第3項第2号に規定する道に該当する場合、前段以外の道については、法第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定をすることを原則とすること。

(2) 改定後の本基準について、令和6年6月1日から施行します。

4 政策内容

本基準を改正することにより、適正な法の運用を図ることができます。